

# 改正移管指針第9号 「金融商品会計に関する実務指針」の公表等 に伴う財務諸表等規則等の改正について

金融庁企画市場局企業開示課

前金融庁企画市場局企業開示課

金融庁企画市場局企業開示課

主任会計専門官 鹿子木 慎亮

専門官 七海 健太郎

係長 齊藤 義裕

## I. はじめに

2025年(令和7年)8月22日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和7年内閣府令第75号)が公布・施行され、あわせて関係ガイドラインが改正・公表された(以下、令和7年内閣府令第75号と関係ガイドラインをあわせて「改正府令等」という)。

本改正府令等は、2025年(令和7年)3月11日付で企業会計基準委員会(ASBJ)から公表された改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「本実務指針」という)及び同年4月23日に公表された企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(以下、「リース会計基準」)等の修正等を踏まえ、次の規則およびガイドライン(以下、あわせて「財規等」という)について、所要の改正を行ったものである。

- ・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「財規」という)
- ・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「連結財規」という)
- ・「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)

本稿は、改正府令等の主な内容について解説

を行うものであるが、意見にわたる部分については、筆者らの私見であることをあらかじめ申し添えておく。

## II. 改正の経緯・概要

我が国においては、企業が投資する組合等への出資の評価に関して、企業が投資する組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合、金融商品に関する会計基準に従って取得原価で評価することになっている。

これに関して、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示及び提供されることになり、その結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド(以下、「VCファンド」という)等に供給されることが期待されるとして、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価するように速やかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれた。

こうした状況を受けて、ASBJは、検討の対象をVCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、上場企業等が保有するVCファンドの

出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを目的として会計基準の開発に着手し、2025年(令和7年)3月に本実務指針が公表された。

また、本年2月に公表された「会社計算規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた意見への対応として、会社計算規則における借手の定義につき、会社以外の個人等も含まれることを示すため、「リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者」と修正することとされた。これを契機として、リース会計基準等の修正が本年4月に公表されている。

改正府令等においては、本実務指針の公表等を踏まえ、組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式を時価評価する場合に必要な注記事項を定める等所要の改正を行っている。

### III. 主な改正の内容

#### 1. 金融商品に関する注記等

本実務指針では、一定の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。)について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることできることとされており、この定めを適用する組合等への出資についての注記事項を定めている。

これを踏まえ、財規等においても、組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合の注記事項を規定している(財規第8条の6の2第3項、第138条第6項、連結財規第15条の5の2第3項、第111条第6項)。

また、本改正府令等においては、前述の改正のほか、改正前に「貸借対照表計上額」としていた部分を「貸借対照表計上額の合計額」とす

る改正を行っている。これは、企業会計基準適用指針の定めと平仄を合わせるものであり、これにより実務を変更する意図はない。

#### 財規第8条の6の2第3項

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 [略]

2 [略]

3 第一項本文の規定にかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。)への出資については、第一項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式(出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。第百三十八条第六項において同じ。)について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行っている組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。

[4~10 略]

#### 2. リース会計基準等の修正を踏まえた「貸手」と「借手」の定義に関する改正

リース会計基準等の修正においては、「貸手」と「借手」の定義が修正されている。これを踏まえ、財規等においても、「貸手」と「借手」の定義中、「企業」としていた部分を「者」とする改正を行っている(財規第8条の6第1項、連結財規第15条の24第1項、第67条の2第1項)。

#### 財規第8条の6第1項

(リースに関する注記)

第八条の六 リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 財務諸表提出会社が借手(リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者)をいう。以下この

項、第八条の三十第一項及び第二項並びに第十六条の二第一項において同じ。)である場合 次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項  
 イ [略]  
 ロ リース特有の取引に関する情報 次に掲げる事項  
 [(1)・(2) 略]  
 (3) セール・アンド・リースバック取引(売手である借手が資産を買手である貸手(リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者)をいう。以下この項及び第九十八条の三において同じ。)に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。)については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項  
 [(i)~(iii) 略]  
 (4) [略]  
 ハ [略]  
 [二・三 略]  
 [2~8 略]

※ 下線は、改正箇所を示すため筆者らが付したものである。

## IV. 適用時期

上記III. 1. のうち本実務指針の公表に伴う注記に係る改正は、2026年(令和8年)4月1日以後に開始する事業年度(連結会計年度)に係る(連結)財務諸表について適用される(中間も同様)。ただし、2025年(令和7年)4月1日以後に開始する事業年度(連結会計年度)から早期適用が可能とされている(中間も同様)。III. 2. に係る改正の適用時期は、本年3月24日に公表された令和7年内閣府令第20号と同様である(本誌No.3704・32頁参照)。なお、III. 1. のうち「貸借対照表計上額の合計額」に係る改正は適用時期を定めていない。改正府令等は、公布の日から施行されている。